

平成29年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

事業名	児童保護費等負担金			担当部局庁	子ども家庭局	作成責任者			
事業開始年度	昭和23年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	家庭福祉課	成松 英範			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	児童福祉法第53条			関係する計画、 通知等	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(厚生事務次官通知 平成11年4月30日厚生省発児第86号) 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)				
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、自殺対策、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	児童養護施設をはじめとする児童福祉施設等に被虐待経験のある子どもの入所や一時保護が増加していることや、個々の子どもの状況に応じ、家庭的な環境の中でのケアや心理的なケアを提供することが求められていることなどから、家庭養護及び家庭的養護の推進を図ることとする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。</p> <p>・実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村          ・補助率: 国1/2(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2)          国1/2(都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※)          ※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合及び市(指定都市、中核市含む)町村において保育の措置を実施する場合</p>								
実施方法	負担								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
		当初予算	95,857	107,613	114,003	122,716	123,009		
		補正予算	1,046	1,261	850	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	96,903	108,874	114,853	122,716	123,009			
	執行額	92,867	104,742	109,393	-	-			
執行率(%)	96%	96%	95%	-	-				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	96%	96%	95%	-	-				
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	児童保護費負担金	119,350	119,350	<児童保護医療費負担金> ・措置児童数の増 ・1人あたり医療費単価の増					
	児童保護医療費負担金	3,366	3,659						
計	122,716	123,009							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)									

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績							
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	当該経費は、児童養護施設等の運営費であり、措置対象児童がいれば、当然必要となる経費であるため、目標値の設定には馴染まない。	家庭的な環境の中での支援の充実を図ることにより、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援すること。 平成26～28年度においては、「児童福祉法」に基づき、虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立に寄与している。						
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	家庭的な環境の中での支援の充実を図るために、小規模グループケアの推進を図ること。	小規模グループケア実施箇所数	実績	箇所	1,078	1,218	1,305	-	-
			目標値	箇所	800	1,014	1,228	-	1,870
			達成度	%	135	120	106	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込
措置児童数	活動実績	人	43,764	43,032	43,152	-	-		
	当初見込み	人	47,418	48,060	48,532	45,027	45,027		
	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
単位当たりコスト	X/Y		単位当たりコスト	円	2,121,988	2,434,044	2,535,079	-	
	X:「当該年度執行額(円)」 Y:「当該年度措置児童数(人)」		計算式	X/Y	92,866,676,556 / 43,764	104,741,768,357 / 43,032	109,393,719,887 / 43,152	-	
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること(Ⅵ-3)							
	施策	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること(Ⅵ-3-1)							
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 31 年度
		小規模グループケアの実施	実績値	箇所	1,078	1,218	1,305	-	-
			目標値	箇所	800	1,014	1,228	-	1,870
		定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 31 年度
		地域小規模児童養護施設の実施	実績値	箇所	298	329	354	-	-
			目標値	箇所	300	314	344	-	390
	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 31 年度	
	里親等委託の実施(委託率)	実績値	%	16.5	17.5	集計中	-	-	
目標値		%	16	22	22	-	22		
定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
-	-	-	施策の進捗状況(実績)						
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対して国がその2分の1を負担するものであり、小規模グループによるケアや地域小規模児童養護施設を推進している児童養護施設等には職員を加配することにより、施設の小規模化を促進し、子どもの支援の質向上を図るものである。									

経済・財政再生 アクション・プログラム	改革項目	分野:	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-	-	-
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-										

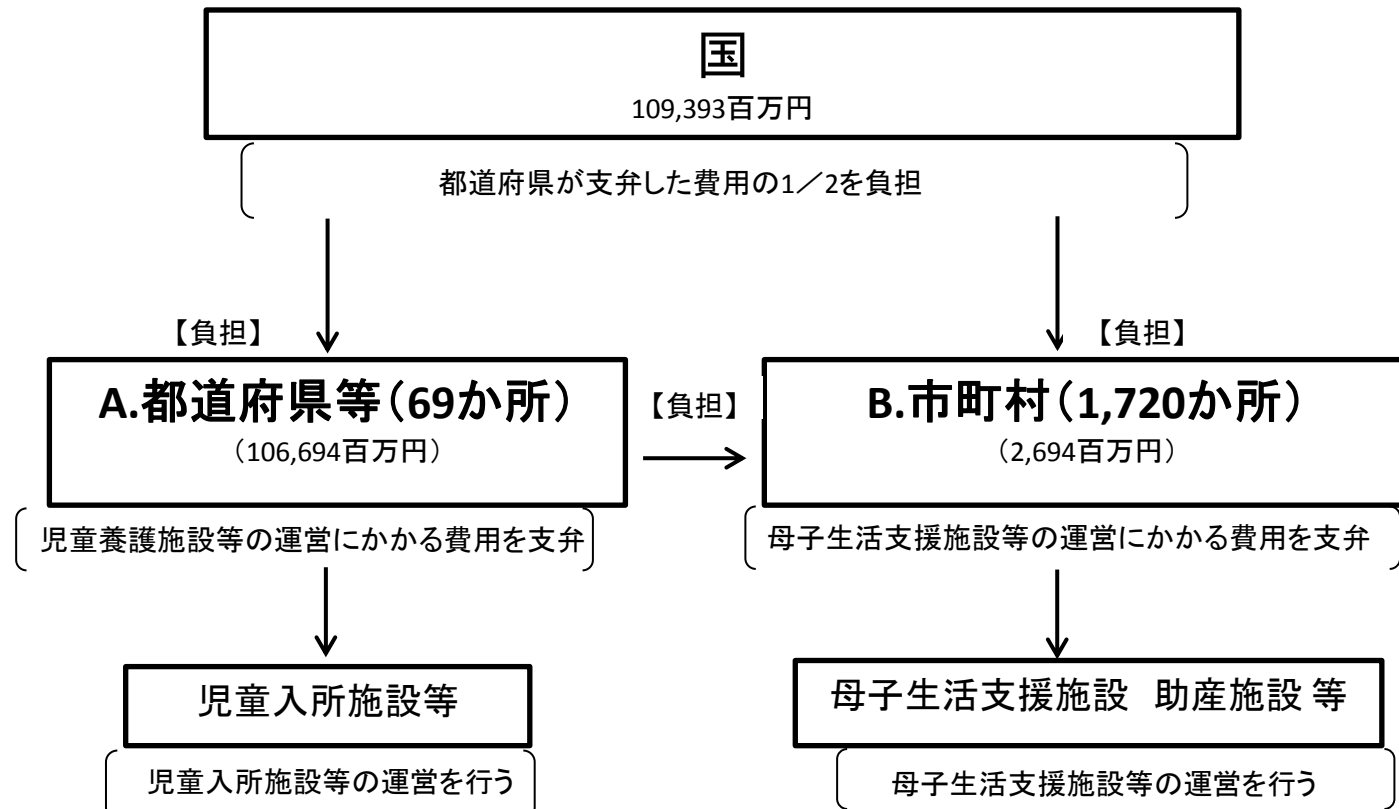
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業の目的は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者に監護させることが不適当であると認められる要保護児童等を都道府県等が児童福祉施設等に入所措置等を行い、これらにかかる費用を負担するものであり、要保護児童等の身体・生命及び自立支援等に関わる重要な事業であるため、国が負担する必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担すると規定されており、また、虐待を受けた児童等の保護に必要な経費であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから重要性が高く、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童等の保護に必要な費用であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県が支弁した費用の「1/2」を負担するものであり適正なものである。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	児童等の保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	児童福祉法に基づき、国「1/2」、都道府県「1/2(母子生活支援施設等においては都道府県「1/4」、市町村「1/4」)」を負担するものであり、合理的なものである。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、児童養護施設等に入所する要保護児童等の保護に必要な経費を限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成28年度において、当初見込み1,228か所に対して小規模グループケア実施か所数の成果実績が1,305か所であり、当初の見込みを概ね達成している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	平成28年度において、措置児童の当初見込み48,532人に対して実績は43,152人であり、ほぼ見込みどおりとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	児童保護費等負担金は、社会的養護を必要とする児童等を児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、家庭的な環境の中できめ細やかなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的としている。一方、障害児施設措置・給付は、障害児入所施設等において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、障害児の福祉の向上を図ることを目的としていることから、適切な役割分担が行われている。	
	所管府省名	事業番号	事業名		
	厚生労働省	0733	障害児施設措置・給付		
点検・改善結果	点検結果	<p>本事業は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童等を都道府県等が児童福祉施設等に入所措置等を行い、これらにかかる費用を負担するものであり、要保護児童等の身体・生命及び自立支援等に関わる重要な事業である。</p> <p>予算の執行率は、平成26年度96%、平成27年度96%、平成28年度95%と高い割合で推移しており、また、措置児童数も平成26年度43,764人と平成27年度43,032人と実績があり、虐待を受けた要保護児童等の心のケア及び社会的自立を今後も行うためにも、平成30年度以降も本事業は必要である。</p>			
	改善の方向性	事業の目的は達成できているが、今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。			
<b>外部有識者の所見</b>					
点検対象外					
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>					
現状通り	点検結果も妥当であり、虐待を受けた要保護児童等の心のケアや社会的自立のための必要な事業であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>					
現状通り					
<b>備考</b>					
本事業については「児童保護費負担金」と「児童保護医療費負担金」の2つの事業があり、その2つについては、要保護児童等を児童入所施設等に入所措置等を行った場合の児童に対する生活費等を支弁するものであることから、中身についても切り分けずに整理した方がより分かりやすくなるため、1シートにより作成している。					
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>					
平成22年度	399	平成23年度	358	平成24年度	306
平成25年度	667	平成26年度	671	平成27年度	682
平成28年度	652				

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)



都道府県等：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市  
(ただし、中核市については母子生活支援施設及び助産施設の運営にかかる費用のみ)

措置：児童福祉法第27条第1項第3号の措置(入所措置)、同法第33条の一時保護、  
同法第22条の助産の実施、同法第23条母子保護の実施及び同法第33条の6の児童自立生活援助事業

費目・用途  
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.東京都			B.世田谷区		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費	8,059	事務費	施設職員の人件費、管理費	202
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費)	1,257	一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費)	32
医療費	児童の医療費	378	その他	幼稚園費、児童用採暖費等	9
教育費	小・中学生の教育全般に係る費用	257			
特別育成費	高校生の教育に係る費用	136			
被虐待児受入加算費	虐待を受けた児童をケアするための心理療法担当職員の雇上費用	21			
学校給食費	児童の学校給食に必要な経費	94			
その他	幼稚園費、児童用採暖費、就職支度費	0			
計		10,202	計		243

